

2016年11月吉日

お客様各位

川崎汽船株式会社  
自動車船営業グループ  
米州チーム

### ペルー向け 税関要求のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2016年11月より、ペルー税関に於きまして新規則が制定されましたので、下記の通りご案内申し上げます。

お客様におかれましては、何卒ご理解とご協力の程、宜しく願い申し上げます。

敬具

#### 記

1. 対象貨物: ペルー向け貨物
2. 適用開始時期: 2016年11月より
3. 新規則:
  1. Consignee/Notify Party の RUC No. (=TAX ID)が必要。
    - \*Consignee が TO ORDER の場合は不要。
    - \*Consignee が TO ORDER OF BANK の場合は不要。
    - \*Consignee/Notify Party がペルー国外の場合は不要。
4. 既存規則(2011年4月以降)
  1. WAYBILL 不可。
    - \*但し、Consignee, Notify Party が NVOCC の場合を除く。
  2. 元地回収不可。(貨物リリースの際、税関へのオリジナル B/L 提示が必要となります。)
    - \*但し、Consignee, Notify Party が NVOCC の場合を除く。

以上